

用語解説

「 .はじめに」の章に出てくる用語

1. 河川整備計画（かせんせいびけいかく）

平成9年の河川法改正に伴い、これまでの「治水」「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が法の目的に追加されました。また、これまでの「工事実施基本計画」に代わって、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」と、今後20～30年間の具体的な河川整備の内容を示す「河川整備計画」が策定されることとなり、後者については、地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映する手続きが導入されました。



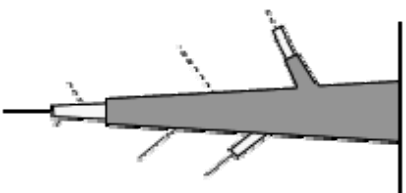




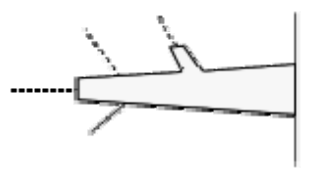






2. 河川管理者（かせんかんりしゃ）

河川は公共に利用されるものであって、その管理は洪水や高潮などによる災害の発生を防止し、公共の安全を保持するよう適正に行われなければなりません。この管理について権限を持ち、その義務を負う者が河川管理者です。具体的には、一級河川については国土交通大臣（河川法第9条第1項）、二級河川については都道府県知事（同法第10条）、準用河川については市町村長（同法第100条第1項による河川法の規定の準用）と河川法に定められています。

3.直轄管理区間（ちよっかつかんりくかん）

国土交通大臣が直接管理する河川区間のことを指します。一級水系については国土交通大臣が直接管理しますが、その中の主要な河川を2つに区分し、国土交通大臣が管理する直轄管理区間と都道府県知事に管理を委任する指定区間とがあります。

河川別および管理者一覧表

水系	模式図	河川別	管理者
一級水系		一級河川 大臣管理区間  指定区間  準用河川  普通河川 	国土交通大臣 都道府県知事 市町村長 地方公共団体
二級水系		二級河川  準用河川  普通河川 	都道府県知事 市町村長 地方公共団体
単独水系		準用河川  普通河川 	市町村長 地方公共団体

（出典： 国土交通省河川局ホームページ）

一級水系...国土保全上または国民経済上特に重要な水系は、国土交通大臣が直接管理します。全国で一級水系に指定された水系は109水系です。（平成10年度末現在）

二級水系...一級水系以外の水系で、二級水系として都道府県知事が管理します。全国で二級水系に指定された水系は、2,713水系です。（平成10年度末現在）

単独水系...一級水系、二級水系以外の水系です。

一級河川...一級水系に係わる河川で、国土交通大臣が指定した河川です。全国で13,935河川が一級河川に指定されています。（平成10年度末現在）

二級河川...二級水系に係わる河川で、都道府県知事が指定した河川です。全国で7,029河川が二級河川に指定されています。（平成10年度末現在）。ちなみに、一級水系の中に二級河川はあり得ません。

準用河川...河川法の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川です。一級水系、二級水系、単独水系にかかわらず設定されます。

普通河川...一級河川、二級河川、準用河川以外の小河川を普通河川と呼びます。実際の管理は、市町村などが行っています。

「流域及び河川の概要」の章に出てくる用語

4. 井堰（いぜき）

川の水を取るため、せき止めたところのことです。堰とは農業用水・工業用水・水道用水などの水を川から取るために、河川を横断して水位を制御する施設で、頭首工（とうしゅこう）や取水堰（しゅすいぜき）とも呼ばれます。

5. 遡上（そじょう）

流れをさかのぼって行くことです。ここでは魚などの生物が河川を上流へさかのぼって行くことを指します。

6. 流量（りゅうりょう）

単位時間内に流れに直角方向の断面を通過する流体の体積を表す値で、単位は〔m³/s〕です。

7. 生態系（せいたいけい）

広辞苑によると、「生態系」とは“ある地域の生物の群集とそれらに関する無機的環境をひとまとめにし、物質循環・エネルギー流などに注目して機能系としてとらえたもの”とあります。

本提言においては、主に河川に生息する生物と、生物以外の環境を全体としてとらえた系のことを指しています。

8. 自然環境（しぜんかんきょう）

広辞苑によると、「自然」とは“人間を含め、山川、草木、動物など、天地間の万物”とあり、「環境」とは“四囲の外界。周囲の事物。特に、人間または生物をとりまき、それと相互作用を及ぼし合うものとしてみた外界。自然的環境と社会的環境とがある。”とあります。つまり「自然環境」は、太陽エネルギーが降り注ぐ地球上の地形・地質、水、動物、植物、大気等を含む広い概念をもつ用語です。

本提言は河川整備を対象としているため、これら広い概念をもつ「自然環境」のうち、主に、水生生物や植物など生物の生息環境、水質・水量などの水環境、河川の縦断的・横断的形狀などの物理的な環境を指す用語として用いています。

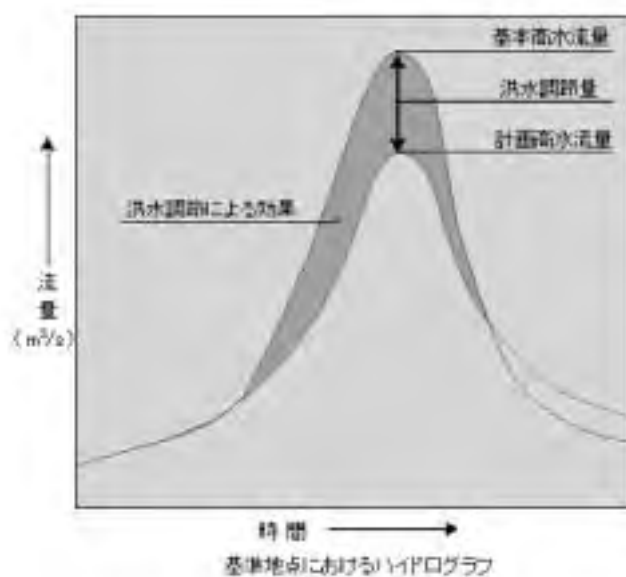
「河川整備計画に対する基本的な考え方」の章に出てくる用語

9. 河川環境（かせんかんきょう）

本提言で用いる揖保川の「河川環境」は、水の流れが作り出す「自然環境」と、それらの恵みを受けて育まれてきた豊かな歴史・文化・産業などの「社会環境」との相互の関わりによってつくられてきた河川に関わる環境のことを指しています。

10. 基本高水（きほんたかみず）

洪水を防ぐための計画で基準とする洪水のハイドログラフ（流量が時間的に変化する様子を表したグラフ）を表します。人工的な施設で洪水調節が行われていない状態、言いかえるなら流域に降った計画規模の降雨がそのまま河川に流れ出た場合の河川流量を表現しています。基本高水流量は、このグラフに示される最大流量から決定された流量の値です。計画高水流量は、河道を設計する場合に基本となる流量で、基本高水を河道と各種洪水調節施設（ダムなど）に合理的に配分した結果として求められる河道を流れる流量です。言いかえればこれは、基本高水流量から各種洪水調節施設での洪水調節量を差し引いた流量です。



（出典：国土交通省河川局ホームページ）

11. 扇状地（せんじょうち）

勾配の大きい上流地域から流出された砂れき・土砂が、急にゆるやかな中流地域に達し、その部分に土砂を滞積し、扇状の地帯を形成したものです。

12. 内水面漁業（ないすいめんぎょぎょう）

湖沼・河川などの陸地内の水面を内水面と言います。そこで行われる漁業を内水面漁業と言います。

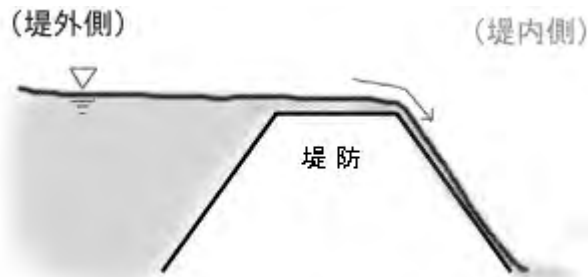
13. 貯留施設（ちりゅうせつ）

洪水の最大流量（ピーク流量）を減少させるために、雨水や下水などを一時的に貯める施設のことで、ダム・遊水池・調節池などがあります。

「遊水池」は用語解説 No. 34、「調整池」は用語解説 No. 41 を参照

14. 越水（えっすい）

増水した河川の水が堤防を乗り越えて溢れる出す状態のことを越水と言います。



（出典：北海道開発局帯広開発建設部ホームページ）

15. 計画規模（けいかくきぼ）

治水計画を策定するにあたっては、どの程度の規模の洪水まで安全性を確保するかという目標、すなわち治水安全度の目標を決めなければなりません。例えば計画規模を 1/100 とすると、100 年に一度起こりうる規模の洪水までを想定して計画します。

16. 閾値（しきいち・いきち）

一般に反応その他の現象を起こさせるために加えなければならないエネルギーの最小値のことです。ここでは治水計画が対象としている洪水の規模の限度を指します。

17. 水利権（すいりけん）

河川などから水を利用する権利のことです。農業水利権・工業水利権など水の利用主体による分け方と、公水・私水・地下水・温泉など水の種類による分け方があります。また、河川法に基づき許可を得た許可水利権と、永年の慣行によって成立した慣行水利権があります。
「許可水利権」は用語解説 No.22、「慣行水利権」は用語解説 No.23 を参照

18. 灌漑（かんがい）

土地の農業生産力を高めるために、水を耕地に導き、行き届いた管理のもとに配分することです。

19. 費用対効果（ひようたいこうか）

計画の実施によって得られる利益（Benefit）と計画の実施にかかる費用（Cost）を対比したものです。治水事業の利益は主として同地域の洪水被害軽減額とします。利益と費用をそれぞれ B と C と表し、両者の比 B / C の値が 1.0 を越える場合、計画は経済面で効果があると判断されます。

20. 本川（ほんせん）

同水系内において、流量・長さ・流域の大きさなどがもっとも重要と考えられる河川です。また本川に合流する河川を支川と呼び、本川の右岸側に合流する支川を「右支川」、左岸側に合流する支川を「左支川」と呼びます。さらに、本川に直接合流する支川を「一次支川」、一次支川に合流する支川を「二次支川」と、次数を増やして区別する場合があります。「派川」は、本川から分かれて流れる河川のことを言います。



（出典： 国土交通省河川局ホームページ）

21. 魚道（ぎょどう）

魚などが上下流に上り下りできるように、河川を横断して設置される堰などに作られた水路のことです。



魚道の例(吉島統合頭首工)

22. 許可水利権（きょかすいりけん）

河川法に基づく手続きを行った水の利用者に対して河川管理者から許可された水利権のことです。

23. 慣行水利権（かんこうすいりけん）

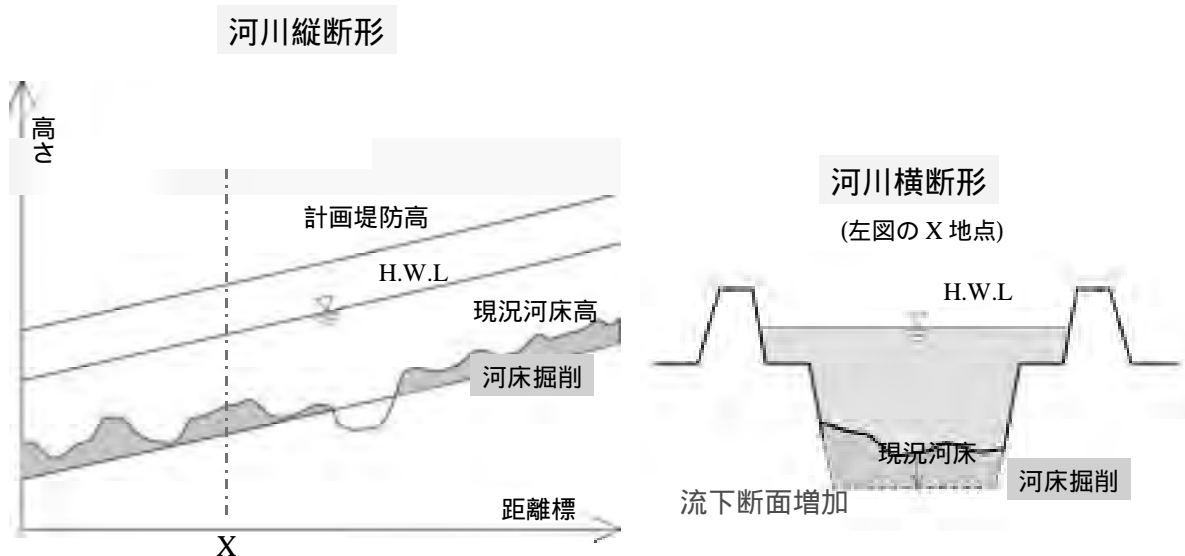
明治29年の河川法および河川法施行規則によって、当時すでに取水していた農業用水は、その水利権を認められた形となりました。主として江戸末期までに成立したそれらの水利権を慣行水利権と言います。

24. 攪乱（かくらん）による動的平衡状態（どうてきへいこうじょうたい）

攪乱とは一般にかき乱すことを指します。河川とその周辺域で言えば、流水と流送土砂によって浸食・堆積などの作用がそれに当たります。河川とその周辺域では、攪乱は起こっているのですが長期的に見ると生物相としては安定しています。このような安定状態のことを動的平衡状態と言います。

25. 河床材料（かしょうざいりょう）・河床勾配（かしょうこうばい）

河床とは、川底のことを言い、河床材料とは、河道を構成する砂や礫のことを指します。河床勾配とは河床の傾きの程度を表し、我が国の河川においては河口付近の河床勾配は非常にゆるやかで、一般に河口から上流に向かうにつれて河床勾配はしだいに大きくなります。



26. 瀬・淵（せ・ふち）

瀬は川の水深が浅くて流れが急なところを言い、早瀬（はやせ）と平瀬（ひらせ）に分けられます。早瀬は流れが速く、水面には白波が立ちます。底質はおおむね浮き石（石が二重、三重に重なり合っている状態）です。平瀬は早瀬よりやや流速が遅く、水面にはしわのような波が立ちます。底質はおおむね沈み石（砂や砂礫で一部分が埋まっている状態の石）です。淵は流れが緩やかで水深が深いところで、水面は波立たず、底質はおおむね砂質です。瀬や淵は、餌場あるいは休息の場となることから魚類にとって重要な場所となります。

27. 砂防ダム（さぼうだむ）

集中豪雨や長雨の影響で、大量の土砂が一気に下流まで流れ出ることがあります。これを一時的にせき止める働きをするのが砂防ダムです。砂防ダムは、大雨のときに上流から大量に流れてくる土砂を溜め込み、下流に流れ出ていくのを防ぐ役目をはたしています。土砂を溜め込むことによって川底の傾斜がゆるやかになるので、土砂が再び一気に流れ出るようなときには、その勢いを弱める効果もあります。

28. A 類型（るいけい）・AA 類型

健康保護と生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として「環境基準」が定められており、水質に関しては、「人の健康の保護に関する環境基準」（カドミウム、鉛、砒素等）と「生活環境の保全に関する環境基準」とがあります。このうち「生活環境の保全に関する環境基準」は、各水域ごとに環境基準類型が設定されており、下記のとおり、AA・A・B・C・D・Eの6つの類型ごとに、それぞれ環境基準値が定められています。

生活環境の保全に関する環境基準(環境基準類型別)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶解酸素 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の用に掲げるもの	8.5以上8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	500MPN/100ml以下
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の用に掲げるもの	8.5以上8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/100ml以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の用に掲げるもの	8.5以上8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	5,000MPN/100ml以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の用に掲げるもの	8.5以上8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	—
D	工業用水2級・農業用水及びEの用に掲げるもの	8.0以上8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	7mg/l以上	—
E	工業用水3級・環境保全	8.0以上8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	7mg/l以上	—

- 備考 1 基準値は、日間平均値とする（総括、流域もこれに準ずる。）。
 2 農業利用水点については、水素イオン濃度8.0以上7.5以下、溶解酸素量5mg/l以上とする（流域もこれに準ずる。）。
- 〔注〕 1 自然環境保全：自然保護等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道2級：沈降ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を行う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：サマイ、イワナ等産卵期水産水域の水産生物並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類およびアニ等産卵期水産水域の水産生物並びに水産2級の水産生物用
 水産3級：コイ、ゴチ等、2～中層水産水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈降ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品投入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国産の日常生産（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない程度

（出典：全国公共用水域水質年鑑）

29. 栄養塩（えいようえん）

海水や陸水に含まれ、植物プランクトンや藻類の栄養になる物質のことです。硝酸塩・亜硝酸塩・アンモニウム塩・リン酸塩・ケイ酸塩などが含まれます。

30. N P O

Non Profit Organization の略で非営利組織のことです。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体です。

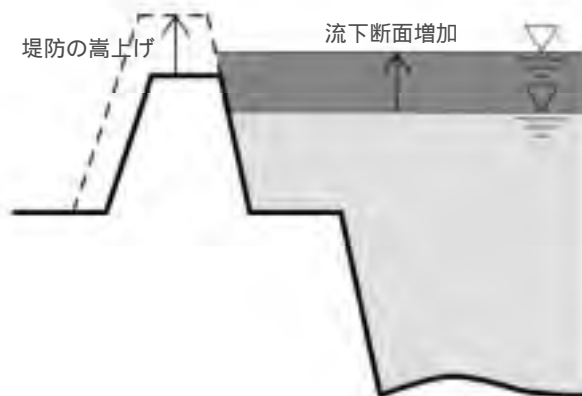
「 . 整備計画のあり方」の章に出てくる用語

31. 氾濫シミュレーション（はんらんしみゅれーしょん）

越水や破堤などが起こった時に、川から溢れ出した水がどのように広がっていくのかを計算したものです。時間の経過による、浸水範囲や浸水深の変化を知ることができます。

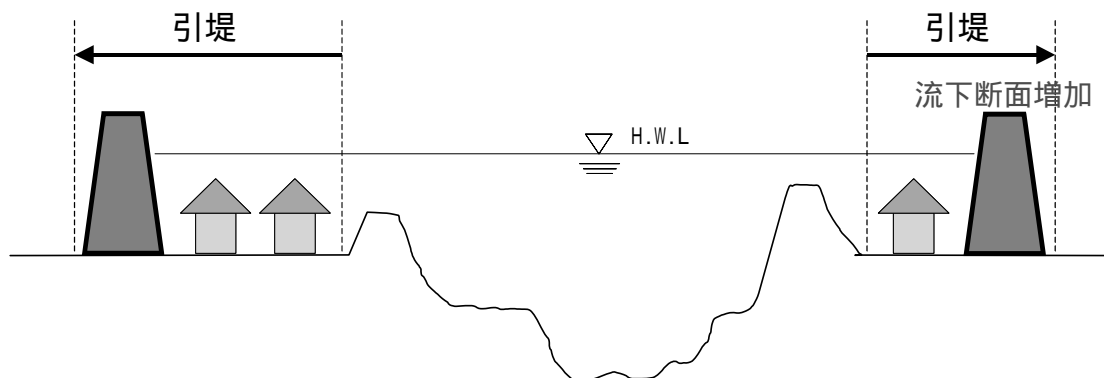
32. 堤防嵩上げ（ていぼうかさあげ）

河道改修の方法の一つで、堤防をそれまでより高くすることです。堤防を嵩上げすることによって、流下断面を確保する方法です。



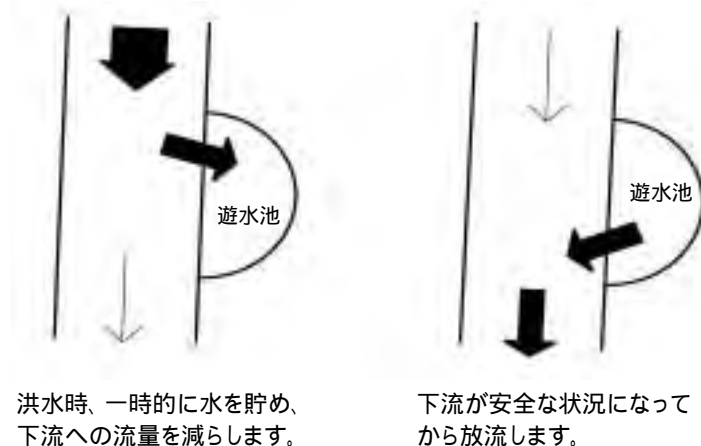
33. 引堤（ひきてい）

河道改修の方法の一つで、川幅を拡げるために堤防を堤内地の方に移動させて流下断面を確保する方法です。



34. 遊水池（ゆうすいち）

洪水を一時的に貯めて、洪水の最大流量（ピーク流量）を減少させるために設けた区域のことです。



35. 氾濫挙動（はんらんきょどう）

氾濫時における氾濫水の挙動のことです。道路に沿った流れや落ち込み、噴き出しなど複雑な挙動となることが考えられます。

36. 土砂収支（どしゃしゅうし）

山地の溪流や急傾斜地では、裸地斜面の浸食や山腹崩壊、地すべり及び土石流などによって河道に土砂が供給されます。これを土砂の生産と呼び、生産された土砂（生産土砂）は、河川水の流れに伴って河道を流下します。これを土砂の流送と呼びます。同河道内における供給される土砂と流送される土砂の量的な関係を土砂収支と言います。

37. 高水敷（こうすいじき）・河原（かわら）

一般には常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地を指します。本提言では主に下記の河川区域の3号地の区域を指す用語として用いています。また、本提言で用いている「河原」は、水際から高水敷の間の空間も含んだ区域を示す用語として用いていますので、下記の1号地の一部を含む場合があります(図1～図3参照)。

河川区域（出典：国土交通省ホームページより）

「河川」という公物を構成している土地の区域をいいます。河川区域には河川法の条文で定める区域があり、それぞれ1号地、2号地、3号地と呼ばれています。

1号地（河川法第6条第1項第1号の土地の略称）

一般的には川の水がいつも流れている場所です。詳しく述べると河川の流水が絶えずある土地及び地形、草木の生繁っている状況その他、その状況が河川の流水が絶えずある土地とこれに続いている河岸部分の土地（ただし河川の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的にこのような状況になっている土地は除きます。）を指し、通常河川の水が流れまたは溜まっている土地をいいます。この場合、湖や沼等が河川法として指定されたものであるときにはその水面全体が1号地となります。

2号地（河川法第6条第1項第2号の土地の略称）

一般的には堤防のある区域をいいます。詳しくは、河川管理施設の敷地である土地の区域をさしますが、この場合堤防のような直接的な敷地だけでなく、ダムの着岸部や堰・水門・排水機場等の操作施設の敷地も含むものとして運用されています。

3号地（河川法第6条第1項第3号の土地の略称）

堤外の土地のうち1号地と一体となって管理を行う必要があるものとして、河川管理者が指定することによって河川区域になる土地をいいます。（一般的には高水敷を指します。）ただし、どのような土地にも自由に河川管理者が指定できるものではなく、その範囲が法律で定められています。このような土地には以下のようなものがあります。

- (1) 堤外の土地。
- (2) 堤防に隣接して堤防と同一の働きをしている土地。（堤防に接している丘陵地や台地などの河岸部分をいいます）
- (3) 堤防の対岸や(2)の土地の対岸にある土地で、堤防と同一の働きをしている土地。（2号類地とよばれています）
- (4) (2)や(3)の土地と1号地の間にある土地。（無堤部の高水敷に類する土地）
- (5) ダムによって貯留される流水の最高の水位における水面が土地に接する線によって囲まれる地域内の土地。（河川法施行令第1条第1項第3号）
- (6) 河川整備基本方針で定められている遊水地。

凡 例

- : 1号地
- : 2号地
- : 3号地

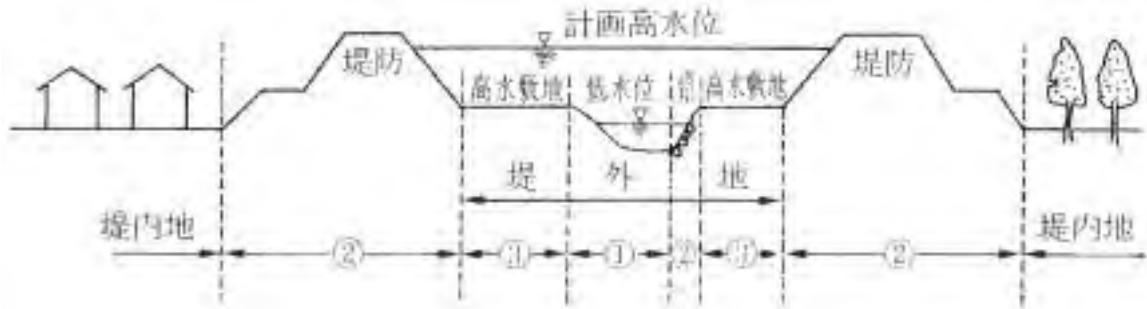


図 1 標準的な河川横断の例



図 2 河川横断の例 A

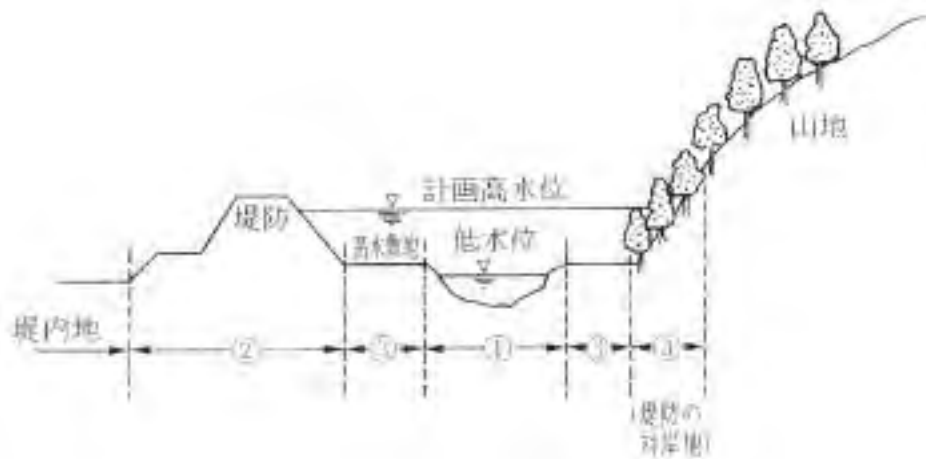


図 3 河川横断の例 B

38. 外水（がいすい）

堤外地側（堤防より川側）を流れる河川の流水のことです。

「内水」についての用語解説 No.44 を参照

39. 正常流量（せいじょうりゅうりょう）

河川の流水の正常な機能（水利流量の確保、漁業、動植物の保護、水質保全など）を維持させるために必要な流量のことです。

40. 水文事象（すいもんじしょう）

地球上の水の状態・分布、物理的・化学的性質、環境との関係などを水循環の視点から見た場合の事象のことです。

41. 調整池（ちょうせいち）

開発に伴って失われた保水機能を補うため、雨水を一時的に貯めて河川への雨水の流出量を調節することにより洪水被害の発生を防止する施設です。

42. 地役権（ちえきけん）

他人の土地を自分の土地の便益を高めるために借用することができるという権利です。河川事業では川沿いの農地などを、洪水時の遊水池として使わせてもらえるよう、土地所有者と契約を結ぶ場合などが例として挙げられます。

43. 地下貯留池（ちかちりゅうち）

洪水を一時的に貯めて、洪水の最大流量（ピーク流量）を減少させるために地下に設けた施設のことです。

44. 内水（ないすい）

川よりも堤内の地盤高が低い、あるいは高低差が少ないため、川に流れ出にくくなり、堤内地（堤防を挟んで川と反対側の土地）に溜まってしまう水のことです。



支川流域に降った雨は、本川に排水されます。



大雨が降り本川の水位が上がると、支川の水が排水されずに溢れてしまいます。

（出典：河川情報センター）

45. 樋門（ひもん）・樋管（ひかん）・水門（すいもん）

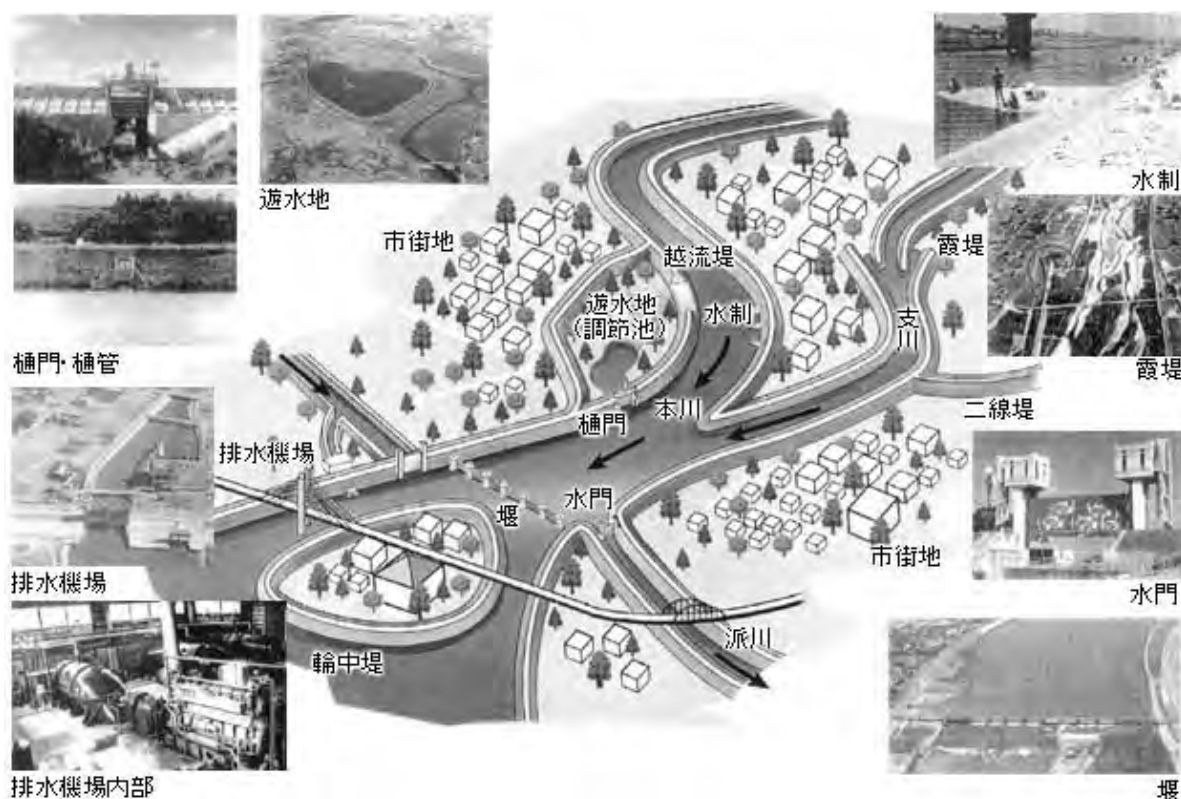
洪水などにより本川の水位が高くなった時に、合流する支川への逆流を防ぐ施設のことです。このような施設のうちで、堤防の中にコンクリートの水路を通し、そこにゲート設置したものを樋門または樋管と呼びます。樋門と樋管の明確な区別はありませんが、一般には規模の小さいものを樋管、大きいものを樋門と呼び、機能は同じです。また堤防を分断してゲートを設置した施設を水門と呼びます。

46. 排水機場（はいすいきじょう）

地盤の低い堤内に貯まった水や、水門などの逆流防止施設により自然流下できなくなった水をくみ出すためにポンプを設置した施設のことです。

47. 輪中堤（わじゅうてい）

特定の区域を洪水の氾濫から守るために、その周囲を囲むようにつくられた堤防のことです。



（出典： 国土交通省河川局ホームページ）

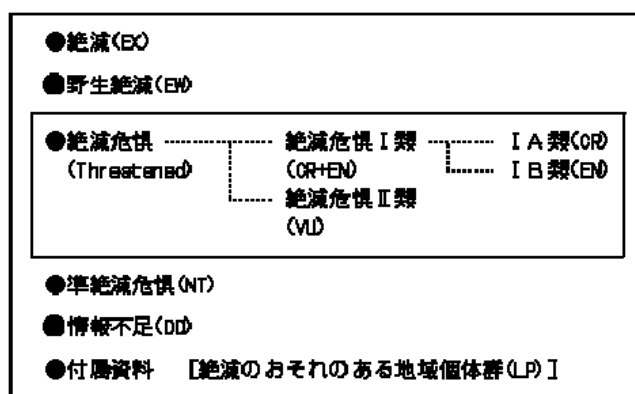
48. 溪畔林（けいはんりん）・河畔林（かはんりん）

河川に広がる森林のことを河畔林と言い、特に、溪流の水辺に広がる森林のことを溪畔林と言います。

49. レッドデータブック

絶滅のおそれがある野生生物の種についてそれらの生息状況等を取りまとめたものです。分類群毎にまずレッドリストを作成し、次にリストを踏まえてレッドデータブックを編集しています。生息状況に応じて「絶滅」「野生絶滅」「絶滅危惧 類」など、次図のように分類されます。

兵庫県では、1995年に地域版レッドデータブックとしては、他県にさきがけて植物群落、地形、地質、自然景観を選定評価の対象とした「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック」を公表し、2003年にその改訂版が刊行されています。



絶滅	我が国では既に絶滅したと考えられる種のことです。
野生絶滅	我が国では飼育・栽培下でのみ存続している種のことです。
絶滅危惧 類	絶滅の危機に瀕している種のことです。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合に野生での存続が困難とされる種で、ごく近い将来に野生での絶滅の危険性がきわめて高いものを A 類 (CR) とし、A 類ほどではないが将来における野生での絶滅の危険性が高いものを B 類 (EN) とします。
絶滅危惧 類	絶滅の危険が増大している種のことです。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合に、近い将来確実に絶滅危惧 類に移行することが確実と考えられるものです。
準絶滅危惧	存在基盤が脆弱な種のことです。現時点では絶滅の危険度は小さいが、生息条件の変化によっては絶滅危惧のランクに移行する要素を有するものです。
絶滅のおそれのある地域個体群	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもののことです。
情報不足	評価するだけの情報が不足している種のことです。

注) 兵庫県版のレッドデータブックにおいて、A ランクは絶滅危惧 類、B ランクは絶滅危惧 類、C ランクは準絶滅危惧に相当します。兵庫県版には他にも厳密に絶滅とは判断できなくても県下には生息・生育しなくなったと推定されるものも含めて「今見られない」という分類や、最近減少の著しい種を含む「要注目種」という分類があります。

50. 植物群落

植物が単体で生育していることは、自然の中ではほとんどありません。多くの場合、場所に合った植物が集まって生育しています。このまとまりを植物群落と言います。植物群落は、動物の生息場所である一方、動物が生息することで支えられているなど、植物群落をとりまく環境との相互作用の中で成り立っています。そのため、植物群落を識別することで立地の特性や来歴が推測でき、自然環境の評価や保全方法を考えていくことができます。なお、ある地域の植物群落を総称して「植生」と言います。

51. レッドリスト

絶滅のおそれがある野生生物種を生育状況に応じて分類したリストのことです。日本では環境省が分類群ごとのレッドリストを作成し、このリストを踏まえてレッドデータブックが公表されており、平成9年から12年にかけてレッドリストの見直しが行われました。現在は、このレッドリストをもとにした改訂レッドデータブックの編集が行われており、分類群ごとに順次完成版が発刊されています(一部作成準備中)。

52. 伏流水(ふくりゅうすい)

河川から河床を通して河床下やその周辺へ浸透する水で、河川水と密接な関係があります。

53. 止水性(しすいせい)

昆虫などの生物の性質を表す言葉で、河原に形成された池や水溜まりなどの止水域に生息する性質のことを指します。

54. 塩生湿地群落(えんせいしっちぐんらく)

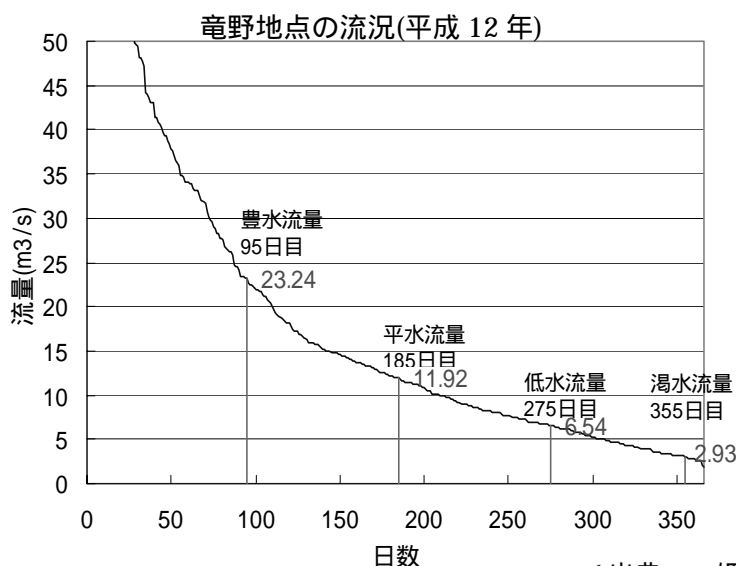
海水の影響を受けた塩分の多い湿地のことを塩生湿地と言い、そこに生育する植物群落のことを塩生湿地群落と言います。揖保川にはアイアシ群落、シオクグ群落等が分布しています。

55. 外来種(がいらいしゅ)・在来種(ざらいしゅ)

人間の様々な活動に伴って、本来生息している分布範囲を超えて持ち込まれた生き物を「外来種」と呼びます。これに対して、海や陸地、山脈などによって分布を制限され、長い年月をかけて地域の環境に適応し、進化してきた生物を「在来種」と呼びます。

56. 平水流量(へいすいりゅうりょう)

河川の流量を統計的に処理したもので、平常時の流量を表します。1年を通じ185日はこれより下らない流量を平水流量とします。同様に1年を通じ95日はこれより下らない流量を豊水流量、1年を通じ275日はこれより下らない流量を低水流量、1年を通じ355日はこれより下らない流量を渇水流量とします。



(出典： 姫路河川国道事務所資料)

57. ワンド

河川内にある入り江状の水域で本流とつながっているもののことです。ワンドの大きさはさまざまで、形状、深さ、底質も変化に富んでおり、多様な魚貝類や植物等の生活空間になっています。



揖保川（王子橋付近）

58. 曝気（ばっき）

水を空气中に散布する、水中に空気を通す、水をかくはんして表面から空気を吸収するなどの方法によって空気を水に溶解させることです。自然状態においても水の乱れや波の作用で空気中の酸素が水中に溶け込み、曝気が進みます。曝気によって水中の溶存酸素量が増加するため、有機物の分解が促進され、富栄養化による水質障害を減らすことができます。

59. 透水性構造物（とうすいせいこうぞうぶつ）

ここでは水を透過させて水質浄化を行う施設を指します。透水性構造物による水質浄化で最も一般的に用いられているのが、粗礫河床（岩や石で構成された河床）が持つ浄化作用を利用した方法です。水辺の岩や石の表面には微生物（バクテリア）が付着して薄い膜をつくっています。この微生物は汚染の原因の1つでもある有機物などを吸収して生きています。礫間接触酸化法は、この自然の河岸の浄化作用を人工的に作り出し、水質を浄化する方法です。

60. 矢作川方式

「矢作川方式」とは、矢作川沿岸水質保全対策協議会（1966年設立）が提唱・実践し、構築した地域ぐるみの民間主導型流域管理（環境保全）の手法。矢作川流域での独自の水質保全ルールで、開発事業者との事前協議（開発アセスメントの実施）、国の基準より厳しい水質基準、流路を設け竹粗朶などを使った濁水防止・土砂流出防止工法など、多くの実績がある。平成10年度「第1回日本水大賞（グランプリ）」も受賞し、全国的にも高く評価されている。